

第3回島根県L P ガス価格高騰緊急対策事業説明会での質問事項と回答

説明会開催日：令和7年3月19日（水）

一般社団法人島根県L P ガス協会

No	質問	回答
1	値引き事業の消費者への事前周知に関し、値引き前月（4月）の請求書等のお知らせ欄には、別の案内を載せるため値引きに関する事前のお知らせが記載できない。その場合、次の月（5月）の請求書等に値引きに関するお知らせ（事前周知）を掲載して周知しても問題ないか。	必ずしも4月に事前周知を行わなければならないわけではなく（ただし、コミュニティーガスを除く）、実際に値引きが行われる前であれば5月の請求時に事前周知をされても問題ありません。また、4月の請求書等に値引き額を記載し、その後、4月の請求書等に基づき値引きを行う場合は、お客様とのトラブルを避けるためにも、別途、周知チラシを活用するなどし、事前周知に務めてください。
2	同一社内で値引き時期がずれても問題ないか。また、100円残して値引きを行う消費者と0円まで値引き行う消費者が混在してよいか。	7月の実績報告書提出時に値引きを行った消費者をまとめて報告できるのであれば、消費者によって値引きの時期がずれても問題ありません。一方、100円残して値引きを行う消費者と0円まで値引き行う消費者の混在については、原則、どちらかに合わせてください。やむを得ない場合は、混在している理由及び内訳を事務局までお知らせください。
3	対象がアパートで、5月分検針は、5/15に検針する。この場合、5/15以降に入居した方は、5月分として値引きできるのか。	7月の実績報告の提出期限に間に合い、かつ各事業所において、5/15以降の入居者の使用料を5月使用分として整理ができるのであれば5月分として値引きしても構いません。
4	4月から5月にかけての使用料と5月から6月にかけての使用料、両方のパターンを併用して値引きをした場合、報告は5月分と6月分に分けて報告するのか。	7月の実績報告の提出期限に間に合い、かつ同じ人から2回値引きしていないのであれば、まとめて5月分として報告してください。
5	1戸に2台のガスメーターがある場合で、うち1台のガスメーター分については、基本料金だけの請求になる可能性があり、その場合基本料金を1,000円としているので、基本料金部分だけでは1,200円値引けないかもしれない。逆に、従量料金によっては1,200円に達する可能性もある。その場合、様式第1号の「3. 基本料金からしか値引きできず、かつ基本料金が1,200円未満の場合」にチェックいれるのか。	基本料金だけでなく、従量料金からも値引けるためチェックは不要です。従量料金部分からは値引くことができず、基本料金からしか値引けない場合がチェックの対象です。ご質問の場合、従量料金からも値引きができるのであれば、基本料金が1,200円に満たない場合であっても、値引きは1回限りで請求金額を値引くことになります。